

第 11 回 天皇

今回は、天皇に関する憲法上の規定などについて、検討します。

1. 天皇の地位・性格

- ・ 天皇は、明治憲法（大日本帝国憲法）下では、統治権の総攬者であった（4条）が、日本国憲法下では、日本国と日本国民統合の象徴である（1条）。その地位は、かつては神勅に基づくものであったが、今日では日本国民の総意に基づくものとされている（1条）。
- ・ 君主の要件について、その地位が世襲で伝統的な権威を有することと、統治権の全部または一部を有していることを挙げ、そのうち後者を不要と解するならば、天皇は君主であるといえる。なお、諸外国では、わが国は立憲君主制の国と分類されている。
- ・ 元首の要件について、国家を対外的に代表する権限を有することが主要なものであるが、形式的・儀礼的な行為を行う機関についても指すと解するならば、天皇は元首であるといえる。なお、諸外国では、天皇をわが国の元首として扱っている。
- ・ 天皇は象徴であるので、刑事責任を追及されず（皇室典範 21 条、国事行為の臨時代行に関する法律 6 条参照）、また、民事責任も追及されない（最判平成元年 11 月 20 日民集 43 卷 10 号 1160 頁）。
- ・ 皇位（国家機関としての天皇の地位）は、世襲される（2条）。皇室典範は、皇位の継承について男系男子主義を採用している（皇室典範 1 条）。

2. 天皇の権限

- ・ 天皇は、内閣の助言と承認に基づき（3条）、憲法に規定する国事行為のみを行う（4条）。天皇が国事行為を行えない場合には、摂政（5条）または臨時代行（4条 2 項）が置かれる。
- ・ 天皇の国事行為は、内閣総理大臣・最高裁判所長官の任命、法令等の公布、国会の召集、衆議院の解散、選挙の公示、国务大臣その他の公務員等の認証、栄典の授与、外国の大使・公使の接受など、形式的・儀礼的な性質のものに限られる（6条、7条）。
- ・ 国事行為以外に、私人として、私的行為ができる。そのほかに、国会開会式でのおことばの朗読、外国元首の接受や親書・親電の交換、国内の巡幸、外国への公式訪問などの行為に関して、天皇の権能を国事行為に限定している 4 条との関係をめぐって争いがある。

### 3. 天皇・皇族の人権享有主体性

- ・ 天皇も皇族も日本国民であるが、皇位の世襲と職務の特殊性から、必要最小限度の人権の制約を受ける。
- ・ 参政権は、天皇が象徴であり、国政に関する機能を有しないとされている(4条)ので、天皇には認められない。その他、表現の自由、外国移住の自由・国籍離脱の自由、学問の自由、婚姻の自由、財産権などについても、一定の制約を受けうる。例えば、皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることが必要とされる(皇室典範10条)。

### 4. 天皇に関連する論点

- ・ 元号法という法律に基づき、政令で定められた元号が用いられる。明治以降、一世一元制とされている。
- ・ 国旗及び国歌に関する法律は、日章旗(日の丸)を国旗とし、君が代を国歌とする。

今回の講義の復習として、教科書の15.1.1~15.1.7(346-355頁)を読んでおきましょう。

次回は、前期の「憲法A(人権)」の第2回目の講義で簡単に言及した平和主義の問題について、より詳しく検討します。

Q11 天皇に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア. 天皇の人権には、天皇の象徴たる地位に基づく制約があり、特定の政党に加入することや国籍を離脱することは認められないが、学問の自由についてはかかる制約を受けることなく一般の国民と同等に保障されている。
- イ. 判例は、天皇が日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることに鑑み、天皇には民事裁判権が及ばないとし、摂政についても、天皇の名でその国事に関する行為を行うことから同様であるとしている。
- ウ. 憲法第2条は、皇位が世襲のものである旨定めているところ、その具体的な在り方を定める皇室典範において、皇位の継承において皇長子の長子より皇次子を優先させることとしても憲法に反するものではない。

(2017年司法試験短答式試験)